

法務省矯成訓第5号

矯正管区長  
刑事施設の長

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の一部を改正する訓令  
を次のように定める。

令和2年10月26日

法務大臣 上 川 陽 子  
(公印省略)

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の一部を改正する訓令  
被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯  
成訓第3339号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこ  
れに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよ  
うに改める。

改正後		改正前	
別表2 被収容者に貸与し、又は支給する日用品、筆記具その他の物品 (法第40条第1項第3号)		別表2 被収容者に貸与し、又は支給する日用品、筆記具その他の物品 (法第40条第1項第3号)	
区分	品名	区分	品名
[略]		[同左]	
筆記具	鉛筆	筆記具	鉛筆
	シャープペンシル		貸与する。
[略]		[同左]	
貸与する。鉛筆又はシャープペンシルのいずれかを貸与すれば足りる。シャープペンシルの芯は黒色に限る。			
別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる	別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる	別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる	別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる

物品 (規則第15条第5項)

区分	品名	対象者		摘要	
		第1類	第3類以上		全受刑者
[略]					
文房具 その他 の余暇 時間帯 における 知的 及び教 育的活 動に用 いる物 品	消しゴム			○	
	シャープ ペンシル			○	簡易な構造のもの以外は優遇区分第1類の受刑者に限る。替え芯(青色、黒色又は赤色に限る。)を含む。

物品 (規則第15条第5項)

区分	品名	対象者		摘要	
		第1類	第3類以上		全受刑者
[同左]					
文房具 その他 の余暇 時間帯 における 知的 及び教 育的活 動に用 いる物 品	鉛筆			○	鉛筆キヤップを含む。
	色鉛筆			○	青色又は赤色に限る。鉛筆キヤップを含む。
	消しゴム			○	
	シャープ ペンシル			○	簡易な構造のもの以外は優遇区分

<p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 1657 630 1792">筆入れ</td> <td data-bbox="518 1444 630 1657"></td> <td data-bbox="518 1332 630 1444"></td> <td data-bbox="518 1142 630 1332">○</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	筆入れ			○	<p>[略]</p> <p>例 [略]</p> <p>注 [略]</p> <p>参考事項 [略]</p>
筆入れ			○		

<p>[同左]</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 492 662 952">筆入れ</td> <td data-bbox="550 302 662 492">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 492 1045 952">鉛筆削り</td> <td data-bbox="662 302 1045 492">○</td> </tr> </table> <p>[同左]</p>	筆入れ	○	鉛筆削り	○	<p>[同左]</p> <p>例 [同左]</p> <p>注 [同左]</p> <p>参考事項 [同左]</p>
筆入れ	○				
鉛筆削り	○				

第1類の受刑者に限る。替え芯を含む。

刃が取り外せない措置が講じられているものに限る。

別表 9 受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具  
 その他の刑事施設における日常生活に用いる物品 ( 規則第16条第4項)

区 分	品 名	摘 要
[略]		
文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娯乐的活動に用いる物品	消しゴム	
	[略]	
	筆入れ	

別表 9 受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具  
 その他の刑事施設における日常生活に用いる物品 ( 規則第16条第4項)

区 分	品 名	摘 要
[同左]		
文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娯乐的活動に用いる物品	鉛筆	鉛筆キヤップを含む。
	色鉛筆	多色セット及び鉛筆キヤップを含む。
	消しゴム	
	[同左]	
	筆入れ	
	鉛筆削り	刃が取り外せない措置

[略]	が講じられているものに限る。
[略]	[同左]
注 [略]	注 [同左]
参考事項 [略]	参考事項 [同左]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。ただし、別表7のシャープペンシルの項を改める部分は令和2年12月1日から施行する。